

誓約書

年 月 日

衆議院庶務部会計課長	殿	外務省大臣官房会計課長	殿
参議院庶務部会計課長	殿	財務省大臣官房会計課長	殿
国立国会図書館総務部会計課長	殿	文部科学省大臣官房会計課長	殿
最高裁判所事務総局経理局長	殿	厚生労働省大臣官房会計課長	殿
会計検査院事務総長官房会計課長	殿	農林水産省大臣官房参事官(経理)	殿
内閣府大臣官房会計課長	殿	経済産業省大臣官房会計課長	殿
復興庁会計担当参事官	殿	国土交通省大臣官房会計課長	殿
総務省大臣官房会計課長	殿	環境省大臣官房会計課長	殿
法務省大臣官房会計課長	殿	防衛省大臣官房会計課長	殿

所在地

(個人の場合は、住所)

商号又は名称

(個人で屋号がない場合は、記入不要)

代表者職氏名

印

(個人の場合は、氏名のみ記入)

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、全省庁統一資格審査に申請するにあたり、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

- 1 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条第3号に該当しないこと。
すなわち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる次の者でないこと
 - (1) 指定暴力団員
 - (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
 - (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

以上

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

別紙

役員等名簿

年 月 日

団体名

役職	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日

(注1) 氏名には、ふりがなを付けて下さい。

(注2) 当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

(注3) 役員が公務員の場合、役職欄は当該公務員の所属と役職名とし、生年月日は省略可能とします。